

## エアバッグ類の不適正処理撲滅！

～エアバッグ類の適正処理とは～

自動車リサイクル法では、エアバッグ類の適正な処理を解体業者の役割として義務つけています。法律の定めたエアバッグ類の適正な処理とは、解体車に搭載されている全ての未作動エアバッグ類を ①取り外して自動車メーカーに引き渡す、②車上装着のまま作動する、の何れかにより行うこととなっております。

なお、これら作業の管理業務は、法的にエアバッグ類の再資源化に責任を負う自動車メー

カーの委託を受けた自動車再資源化協力機構（自再協）が実施しています。具体的には、①の場合、取り外し回収したエアバッグ類を、自再協が定める方法で指定された回収業者に引き渡す、②の場合は、自再協と車上作動処理業務契約を締結した解体業者のみが実施可能で、その場合一定期間ごとに自再協による実地監査を受けることとなります。何れの場合であっても、解体業者は、マニフェストの移動報告で処理の完了を報告しなければなりません。■

### 解体業に対する処分の発生増加

去る10月18日、自再協はホームページに、「エアバッグ類車上作動業務における措置実施について」と題する記事を掲載し、本年9月末現在の「登録取り消し・一時停止措置状況」として処分対象となった8社の事例を紹介しています。これら何れもが、エアバッグ類の処理を適正に行わず、作動処理契約の登録取消、あるいは一時停止処分となったもので、なかには、自

治体の摘発により業務停止処分を受けたものも含まれており、その結果、車上作動処理が行えなくなるのみならず、業の停止といった、極めて深刻な状況に追い込まれることとなります。そのような状況に至らぬよう、解体業者各位は平素から、エアバッグ類の適正処理に関する社内教育を行い、業務手順の徹底と管理台帳に基づく引き渡し報告の励行に努めてください。■

自再協の措置対象事例は以下の通りです。詳しくは自再協ホームページ(以下)をご覧ください

<http://www.jarp.org/pdfs/information/101014keisai.pdf>

#### ～業務規約違反事例と問題点～

- 自社で解体した車台について、エアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。
  - ◆ 実車のエアバッグ類「有無」と移動報告上のエアバッグ類「有無」の確認と突き合わせができていない。
  - ◆ 車両の引き取り報告前に作動処理を行ったため、車台詳細情報の確認ができない。
- エアバッグ類を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
  - ◆ 車上作動処理作業前にハーフカット等の作業を行い、そのまま輸出しようとしていた。
  - ◆ 商品価値が下がるためハーフカット車のエアバッグ類は処理していない。
  - ◆ バイヤー等に部品輸出業務を任せっきりでしっかりと管理を行っていなかった。
- 取り外したエアバッグ類を再販などの目的で保管していた。
  - ◆ エアバッグなしで引き取り報告を行い、取り外したエアバッグ類を部品として販売している。
  - ◆ バイヤー等に作業を任せっきりで管理を怠っていた。

**契約違反や法令違反に繋がるエアバッグの不適正処理撲滅のため、直ちに社内での周知徹底を！！！！**